

(様式2)
番号
年月日

殿

経済産業省製造産業局長 印

基準適合試験施設確認書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて」（平成23年3月31日、薬食発0331第9号、平成23・03・29製局第7号、環保企発第110331011号）の別添「試験施設に関する基準適合確認実施要領」に基づき実施した査察等の結果、下記試験施設については、「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について」（平成23年3月31日、薬食発0331第8号、平成23・03・29製局第6号、環保企発第110331010号）に定める「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準」に適合していることを確認します。

記

1. 試験施設の名称
2. 試験施設の所在地
3. 試験項目
4. 有効期間

本適合確認の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

5. 備考

(様式 3)

番 号
年 月 日

殿

経済産業省製造産業局長 印

基準不確認通知書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る「新規化学物質の審査等に際して判定の資料とする試験成績の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 31 日、薬食発 0331 第 9 号、平成 23・03・29 製局第 7 号、環保企発第 110331011 号）の別添「試験施設に関する基準適合確認実施要領」に基づき実施した査察等の結果、下記試験施設については、「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について」（平成 23 年 3 月 31 日、薬食発 0331 第 8 号、平成 23・03・29 製局第 6 号、環保企発第 110331010 号）に定める「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準」に不適合であることを通知します。

記

1. 試験施設の名称

2. 試験施設の所在地

3. 試験項目

4. 備考

（査察日）

（理由）

(様式4)

年 月 日

化学物質G L P査察実施通知書

殿

経済産業省製造産業局

化学物質管理課長

印

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る試験施設に関する基準適合確認実施要領に基づき、下記の試験施設については、新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準に適合していることを確認するため、査察を実施します。

記

1. 試験施設の名称
2. 試験施設の所在地
3. 試験項目
4. 査察実施年月日 (年 月 日から 年 月 日まで)
5. 査察担当職員の所属及び氏名

(様式5)

年 月 日

指摘事項確認書

試験施設の名称

運営管理者 (運営管理者氏名)
(署名又は押印)

(査察担当職員所属) (査察担当職員氏名)
(署名又は押印)

年 月 日～ 年 月 日に実施した査察における指摘事項は、下記のとおりであつたことを確認する。

記

1. 試験施設の名称
2. 試験施設の所在地
3. 試験項目
4. 指摘内容

(様式 6)

G L P 査察結果報告書

年 月 日

査察担当職員 (所属及び氏名)
(署名又は押印)

査察対象施設名

1. 要約

2. 実施概要

(1) 査察の目的 :

(例) (試験施設名) より、 年 月 日付 省 局長宛の確認申請に基づき、化学物質 GLPへの適合状況を確認するために査察を実施した。

(2) 根拠となるGLP :

(例) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)に基づく「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について」(平成23年3月31日薬食発0331第8号、平成23・03・29製局第6号、環保企発第110331010号。以下「GLP基準」という。)

(3) 査察担当職員 :

(所属) (氏名)

(4) 査察日 :

年 月 日 ~ 年 月 日

※ヒアリングを実施した場合には、当該実施日も記入する。

(5) 査察の種類 :

(6) 試験施設の名称 :

(7) 試験施設の所在地 :

(8) 試験施設の連絡先 : (担当者)

(TEL)

(FAX)

(9) 査察対象試験項目及び物質名 :

(例)

試験項目	試験番号	物質名称
分解	B-00001	○○○○
濃縮	C-00001	○○○○
分配	P-00001	○○○○

(10) 試験施設、組織・人員の概要 :

(例) 査察提出資料参照

(11) 主な面接者 :

(例)

運営管理者 (氏名)
信頼性保証部門 (氏名)
試験責任者 (氏名)
試資料保管責任者 (氏名)

(12) 前回の査察日、その結果及びその後の変更点 :

前回の査察実施日 : 年 月 日 ~ 年 月 日

前回の査察の結果 :

前回の改善報告要求及びその改善状況 :

3. 査察結果

(例) 以下の点について、チェックリストに基づき、SOP 及び記録等の確認、担当者へ質問を行い、化学物質 GLP 適合状況を査察した。

(1) 組織及び人員

(例) 機器管理責任者及び信頼性保証部門の担当者の国家又は国際計量標準に準拠した校正についての理解が不十分なことが確認されたが、審査の結果、化学物質 GLP 基準からやや逸脱しているものの、データの信頼性に直接の影響はなく、改善の余地があると評価した。

(2) 信頼性保証部門

(例) 化学物質 GLP 基準に「適合」と評価した。

(3) 施設

(4) 設備、機器、材料、試薬等

(5) 試験系

(6) 被験物質及び対照物質

(7) 標準操作手順書

(8) 試験の実施

(9) 試験成績の報告

(10) 記録と試資料の保管

(11) その他

4. 査察時に行った指摘事項及び試験施設の回答

(例) 別添 指摘事項確認書のとおり。

5. 判定

(例) 確認 (又は不確認、保留)